

(取 消 料)

第5条 すでにご契約いただいた宴会等を取消される場合には、原則として下記により取消料を頂戴いたします。

①通常期における違約金

当日	前日	2日前	7日前
100%	40%	20%	10%

②催事期間、年末年始における違約金

当日	前日～ 6日前ま で	7日前～ 30日前 まで	31日前 ～ 90日前 まで
100%	80%	40%	30%

※催事期間、年末年始…ゴールデンウィーク、8/13～8/15、シルバーウィーク
12月1日～1/31日